

## 株式会社を設立する場合の確認事項と費用

会社定款の原案を作成するための必要な項目（下記確認記入して、FAX（54-2858）下さい）

1. 新商号（会社名）。 「株式会社」 の名称を最初か最後に含む

2. 目的は。 （新事業を始める場合はその事業名）

3. 本店の所在地は。

4. 資本金は。

5. 設立年月日及び事業年度は

第1期 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの予定

第1期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

6. 発起人（株主）の氏名等を記入。1株 50,000円とした場合

役職	氏名	住所	株数	出資金額	備考
代表取締役					
取締役					
取締役					
監査役					
合 計					

株主は1名でもよい。また、取締役は代表取締役1名でも構わない。監査役は通常は設置しない。

6 設立スケジュール（準備の都合上会社設立前の2週間前までに

月 日 定款案作成（発起設立別紙）発起人が全ての株式を引受ける）

月 日 公証役場に電子定款の認証を依頼（司法書士）一週間前に申し込む

月 日 定款認証を受ける

月 日 発起人が代表取締役の個人の銀行口座に資本金を払い込む（通帳の写しを準備する）  
準備する書類

個人実印、印鑑証明書2通（公証人、登記用） 会社代表取締役の印鑑

委任状、印鑑届書、払込証明書、（銀行口座の写しの書類は司法書士が作成する

月 日 設立登記申請

10 印鑑証明書 発起人は2通、

11 設立費用

公証人に支払う定款認証料等 51,000円

登録税（資本金の0.7%）最低 150,000円

司法書士手数料（定款認証を含む）約 60,000円程度

（電子定款を作成する場合の報酬です。紙の場合40,000の印紙が必要である）

定款等の作成相談料 20,000円

税務署県市町等の届出書類作成 40,000円

合 計 321,000円程度

このほかに社会保険に新規加入の場合は労務士に支払う費用が必要です。